

新規就農者育成総合対策のうち  
雇用就農資金

【令和6年度当初予算額 12,124（10,603）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

雇用就農者の確保・育成を推進するため、農業法人等が49歳以下の就農希望者を新たに雇用する場合に資金を交付します。また、農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために実施する派遣研修を支援します。

＜事業目標＞

40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の内容＞

1. 雇用就農者育成・独立支援タイプ

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付※1,2。(年間最大60万円、最長4年間)

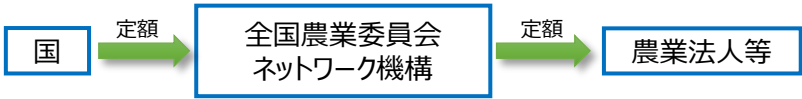
2. 新法人設立支援タイプ

農業法人等が、新たな農業法人を設立して独立就農することを目指す就農希望者を一定期間雇用し、独立就農に必要な研修を実施する場合に資金を交付※1,2。  
(年間最大120万円、最長4年間（3年目以降は年間最大60万円）)

3. 次世代経営者育成支援タイプ

農業法人等が職員等を次世代経営者として育成するために異業種の法人・先進的な農業法人へ派遣して実施する研修にかかる経費を助成。  
(月最大10万円、最短3ヶ月～最長2年間)

＜事業の流れ＞



※1 新規雇用就農者の増加分が対象  
※2 就農希望者が多様な人材（障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等）の場合は年間最大15万円を加算  
※3 休憩・休日・有給休暇の確保等に加え、①年間総労働時間の就業規則等への規定、②人材育成及び評価の仕組みの整備、③男女別トイレ等働き方改革に資する施設の整備のいずれか1つ以上を実施

＜事業イメージ＞

○ 雇用就農者育成・独立支援タイプ／新法人設立支援タイプ

＜農業法人等の主な要件＞

- 1 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること（独立前提の場合は期間の定めのある雇用契約で可）
- 2 労働環境の改善※3に既に取り組んでいる、又は新たに取り組むこと
- 3 過去5年間に本事業等の対象となった新規雇用就農者が2名以上の場合、農業への定着率が2分の1以上であること
- 4 研修内容等を就農に関するポータルサイト（農業をはじめる.JP）に掲載していること



＜新規雇用就農者の主な要件＞

- 1 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する49歳以下の者であること
- 2 支援開始時点で、正社員として採用されてから4ヶ月以上12ヶ月未満であること
- 3 過去の農業就業期間が5年以内であること

○ 次世代経営者育成支援タイプ

＜派遣元農業法人等の主な要件＞

- ・ 派遣研修生を研修終了後1年以内に役員等へ登用すること

＜派遣研修生の主な要件＞

- ・ 原則55歳未満の者であること



【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課（03-6744-2162）